



- 今月のテーマは「健康」です。体験談視点で申し訳ないですが、
 1. 仕事が忙しい／大変だからより、ザックバランに相談できる相手がいない方がつらい。
 2. 「私、うつ病かもしれません」と、言えないからつらい。(無自覚であることも含めて)という点が、うつ病の傾向と思います。発症後の対策や、制度の整備も大切ですが、「気軽に話しかける風土」を仕掛けていくことも、人材マネジメントとして大切だと思います。

ビジネスパーソンの意識調査

プライベートの悩みが仕事に影響

- ピースマインド・イーブ株式会社の行った「ワーク・ライフ・バランスに関するアンケート調査」によると、生活関連の悩みが仕事に影響しているビジネスパーソンは全体の76%にのぼっています。
- こうした中、会社からのワーク・ライフ・バランス支援の提供を求める従業員の割合は、87%と高く、会社に対する社員の安心感や信頼感の寄与にも影響し、人材の定着や生産性向上のためにも、支援の提供が求められています。

40代以上では「健康」と「介護」が悩み

もっとも回答が多かった悩みは「健康関連」(53%)で、「子育て」「お金・法律」「介護」は年代が上がるに従って増える傾向にあり、特に「介護」は40代以上で伸び率が高くなる結果でした。悩みの問題解決には長期間を要し「介護」は必要な情報を得るまで「半年以上かかる」が70%を超え、短期間で問題解決が難しい現状が浮き彫りになりました。



- 大手企業の場合は、制度の導入で対応できるでしょうが、中小企業では手厚い福利厚生サービスはできないのが現実です。
- まずは、有給休暇の取得率の推進や、子供を預けてから出勤できる時差出勤など、ちょっとした工夫を推進していただだけでも、ワーク・ライフ・バランスが進みます。

非正規労働者の若者等への教育訓練給付の拡充

最大3年間で180万円給付

- 厚生労働省は、非正規労働者である若者等の中長期的なキャリアを支援するため、雇用保険の教育訓練給付について拡充する案を提出しました。
- 給付率は講座費用の40%程度とし、資格取得等一定の成果が上がった場合に一定割合(20%程度)を上乗せして支払うこととしています。また、年100万円までの講座費用については、最大3年間支給対象となり(支給額上限は年60万円)、最大で180万円の給付が受けられるようになります。



- この助成金はまだ検討段階のようですが、在職者と離職者が対象になります。
- また、支給には5年以上の雇用保険の加入期間(初回は1年)が必要になるようです。ですので、雇用保険に入っていないパート・アルバイトさんは対象外となる可能性があります。どこまでが範囲とされるのかは、今後も注目していきたいと思います。



労働安全衛生法改正：ストレスチェックの義務化

職場におけるメンタルヘルス対策の義務化

- メンタルヘルス対策についての最近の動向をみると、ケアに取り組んでいる事業者の割合は、平成23年：43.6%→平成24年：47.2%と増えているものの、国は「平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」目標を掲げています。
- そこで、労働安全衛生法の一部を改正する法律案において、労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的とした仕組みとして、自身の医師又は保健師による**ストレスチェック(ストレスの状況を把握するための検査)の実施の義務化**が進められています。

厚生労働省からは、労働者のストレスに関する症状・不調を簡易に確認できるように、以下の9つの設問が示されています。

＜ストレスチェックの標準的な項目＞

- ① ひどく疲れた
- ② へとへとだ
- ③ だるい
- ④ 気がはりつめている
- ⑤ 不安だ
- ⑥ 落ち着かない
- ⑦ ゆううつだ
- ⑧ 何をするのも面倒だ
- ⑨ 気分が晴れない

また、従業員数が50人未満の小規模事業場においては、「取り組み方が分からない事業所が20.1%」と依然として取り組みが遅れていることから、得に小規模事業所についての対策を強化しています。

メンタルヘルス不調の予防のためには、

1. 労働者自身のセルフケア
2. 管理監督者等ラインによるケア
3. 事業内産業保健スタッフ等によるケア
4. 事業外資源によるケア

を充実させることが望ましいとされています。



- 罰則規定も作られるのか不明ですが、「義務化」と「小規模事業所の対策強化」は大きなインパクトがあります。
- まずは、内製化(1～3)を優先すべきか、外注化(4)とするのか、方向性だけでも検討をされることをお勧めします。



気付き日報



ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>